

## 自己メーターの設置等に関する取扱要領

(平成22年3月24日21川水総給第585号)

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市水道条例施行規程（平成22年水道局規程第1号。以下「規程」という。）第28条第3項の規定に基づき、自己メーターの設置について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、規程において使用する用語の例による。

(設置協議)

第3条 規程第28条第1項に規定する協議（以下「自己メーター設置協議」という。）の申請は、自己メーターを設置しようとする日の90日前までに、自己メーター設置に関する協議申請書（別記様式）を管理者に提出することにより行う。

2 管理者は、自己メーター設置協議において、自己メーター設置申請者に対し、次に掲げる資料の提出を求めることができる。

- (1) メーターの設置位置、寸法等を記載した図面
- (2) カタログ等メーターの性能を記載したもの
- (3) その他管理者が必要と認めるもの

(承諾)

第4条 自己メーターの設置は、次の各号のいずれの要件も満たすと認められ、かつ、自己メーター設置協議が成立した場合に承諾する。

- (1) 自己メーターの構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年12月12日政令第336号）第6条の規定に適合していること。
- (2) 自己メーターに、計量法（平成4年5月20日法律第51号）第72

条第1項に規定する検定証印又は同法第96条第1項に規定する表示が付されていること。

(3) 自己メーターの計量性能が、同口径の本市のメーターと同等であること。

(4) 自己メーターの位置並びに自己メーター周辺の給水装置等の構造及び材質が、管理者が別に定める基準に適合していること。

(5) 自己メーターを設置する必要があると管理者が認める事情が存すること。

2 自己メーター設置申請者及び管理者は、管理者が前項の承諾をしたときは、自己メーター設置協議において協議した事項を記載した協議書を作成する。

(設置及び撤去)

第5条 自己メーターの取付け及び取外しは、指定給水装置工事事業者が行う。ただし、第8条第1項の規定により、管理者が取外しを行う場合は、この限りでない。

2 前項の取付け及び取外しに係る費用は、自己メーター設置申請者又は前条第1項の承諾を受け自己メーターを設置した者（以下「自己メーター設置者」という。）が負担する。

(管理者による立会い)

第6条 自己メーターの取付け又は取外しを行う場合は、管理者が立ち会うものとする。

(再設置)

第7条 自己メーター設置者は、管理者に対して、計量法第72条第2項に規定する有効期間が経過する日の90日前までに、新たな第3条第1項の申請又は本市のメーターの設置の請求をしなければならない。

(管理者による自己メーターの撤去等)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、自己メーター設置者その他の利害関係人の同意を得ることなく、自己メーターを撤去し、必要に応じて本市のメーターを設置することができる。

- (1) 前条に規定する有効期間が経過したとき。
- (2) 自己メーター又はこれに附属若しくは接続される機器の故障等により、適正な使用水量の計量ができないとき。
- (3) 水道が使用されていないと認めるとき。

2 前項の規定による自己メーターの撤去により、自己メーター、自己メーターに附属若しくは接続される機器又は当該自己メーターの周辺の給水装置等に損害が生じても、本市はその責任を負わない。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日22川上サ給第699号)

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正前の自己メーターの設置等に関する取扱要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続き使用することができる。

附 則 (平成28年3月23日27川上サ給第359号)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日31川上サ給第195号)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 2 5 日 2 川上サ給第 3 2 7 号）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第3条関係）

自己メーター設置に関する協議申請書

押印欄

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

年 月 日

川崎市水道条例施行規程第28条第1項に規定する自己メーターの設置に関する協議について、次のとおり申請します。

1 申請者（所有者又は使用者）

住 所	
氏名・名称及び代表者名	
連 絡 先	

※ 窓口となる担当者がある場合は連絡先の欄に記入してください。

2 設置理由

--

3 設置予定事項

場所	川崎市 区			
個数	口径 mmのメーターを 個			
仕様	名称			
	型式			
	型番			
	定格最大 流量(Q1)		計量範囲 (Q3/Q1)	
	製造者			
検針方法				
設置日				
設置作業者				

※ 隔測式の場合、検針場所の案内図等を添付してください。

※ 未定の場合は記入しないでください。